

令和6年度大磯町教育委員会第1回定例会議事録

1. 日 時 令和6年4月18日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時51分
2. 場 所 大磯町図書館本館大会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
末 續 慎 吾 委員
大 槻 直 行 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事(こども政策・子育て支援対策本部担当)
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長
北 水 慶 一 旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長兼子育て支援対策本部担当課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
須 田 幸 年 学校教育課人事担当主幹
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課主幹兼副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 5名
6. 付議事項
議案第1号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について
議案第3号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について
7. 報告事項
報告事項第1号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
報告事項第2号 令和6年度学級編制及び教職員の配置状況について
報告事項第3号 大磯式部活動の進捗状況について
報告事項第4号 大磯町青少年指導員の委嘱について
報告事項第5号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について
報告事項第6号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について
報告事項第7号 春季企画展「朝鮮通信使がやって来た! ~絵本原画と古文書に見る朝鮮通信使~」の開催について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和6年度大磯町教育委員会第1回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項3件、報告事項7件でございます。

本日は5名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和5年度第12回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和5年度第12回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和5年度第12回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和5年度第12回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

改めまして、おはようございます。

1951年といえば、日米安全保障条約ではなくて、吉田茂全権のもとにサンフランシスコ平和条約が締結された年です。ようやく日本は独立への第一歩を踏み出した歴史的な年ですが、その年、その時は確か9月ですが、その9月の前の5月、私は、私のことを言って恐縮ですが、まだ満2歳には達していません、1942年に生まれました。それで、私が生まれて1年半後に、児童憲章という立派な宣言がなされました。

その内容を改めて読み上げますと、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」という三つの柱からなる宣言です。まさに人として、全て主語は「児童は」、「児童は」、「児童は」となっていて、「人として尊ばれる」、「社会の一員として重んぜられる」、「よい環境の中で育てられる」と。これは、今後もずっと続く、児童に関わる大人の責務だと私は思っております。

大磯町の全ての子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、安全・安心な学校、わくわくする学校、地域と共にある学校を教職員の力を結集してつくっていききたいと、私は決意しております。

とりわけ、学校の安全安心に関わる、いじめに関する早期発見・早期対応については、いじめ防止基本方針等に基づき、組織的な対応を心がけるよう、学校長に対して申し伝えるところでございます。

とりわけ、組織的に教職員は取り組まないと、いじめの再発防止は不可能であるという認識をしております。

子どもの異変に気付くということは、何よりも大事だと思います。いつもと違う様子は、雰囲気として誰でも伝わってくるはずですが、その感度の強さ、弱さにもありますが、やはり、いつもと違うなど顔色を見たり、ボディランゲージといいますか、いろいろな形でサインは送られているわけで、そのサインをしっかり受け止めるということが教員のすべての仕事にとっては基本中の基本だと思います。

そして、子ども同士の関係等を十分に把握しながら、関係者で情報共有することを日々心がけると共に、いじめが発生したら、管理職がリーダーシップを発揮し、まさに管理職だと思います。その組織のトップ、校長、具体的に云えば校長がリーダーシップを発揮し、解決まで責任を持ってほしいということ、校長先生方に16日の日、4月16日の日に伝えさせていただきました。

私は、教育長としてリーダーシップを発揮し、いじめ問題に責任を持って取り組む覚悟を、今しております。

いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針に則った対応を、学校と連携して、協働して実行してまいります。そのことを教育委員の皆様にお誓いし、教育委員の皆様におかれましては、ぜひご理解の学校教育に対するご理解をよろしくお願いいたします。

以上で、私の年度初めの挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

本日の議事進行につきましては、はじめに、令和6年3月中に前教育長が臨時代理処理した事項について、報告事項第1号として報告いたします。

続いて、議案第1号から議案第3号までを審議した後、報告事項第2号という順に進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【報告事項第1号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則】

教育長) はじめに、報告事項第1号『大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』について、お手元の資料をご覧ください。

大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について、臨時に事務を代理しましたので、規則の定めにより報告いたします。

詳細につきましては、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) 報告事項第1号『大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』について、概要をご報告いたします。

添付資料の2枚目をご覧ください。

大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則は、大磯町立幼稚園の管理運営に関する基本的な事項について、必要な基準を定めるものです。このたび、本規則の一部を改正し、第10条の

2を新たに加えさせていただきました。

新たに加えた内容につきましては、町立幼稚園において、預かり保育を実施することができる旨を明記するものであります。

町立幼稚園における預かり保育は、平成19年度から実施しておりますが、本規則上では位置付けておりませんでした。あらためて預かり保育の実施について本規則にしっかりと明記すべきであると考え、一部改正を専決させていただいたものです。

施行日は、令和6年4月1日となります。

資料の3枚目には、新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則に係る専決報告の内容については、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

次に、3月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関することについて、ご報告いたします。

要綱制定が1件、要綱改正が1件でございます。

はじめに、「大磯町地域子ども交流事業補助金交付要綱の制定について」です。こちらは、子ども会への補助要綱を廃止し、子ども会又は子ども交流事業を実施している地区に対する補助に必要な事項を定めるものです。

次に、「大磯町小学校給食費無償化補助金交付要綱の一部改正について」です。こちらは、教育委員会等が主催する給食食材の生産者や町立幼稚園の園児等との交流事業等において、学校給食を試食した場合の給食費を無償化の対象とするため、必要な事項を定めるものです。

いずれも、3月中に前教育長が専決したものととなります。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第1号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 続いて、議事に入ります。

はじめに、議案第1号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第1号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については省略いたします。令和6年4月18日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第1号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員

を委嘱及び任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。議案第1号、及び説明資料の2ページをご覧ください。

今回提案させていただく委員の方々につきましては、規則第7条第1項に記載しておりますが、対象学校の校長、幼稚園は園長となりますけれども、こちらの任命ということになります。令和6年4月1日をもって、人事上、配置が確定いたしましたので、今回のタイミングで付議をさせていただきます。

また、令和5年4月から、生涯学習課より地域コーディネーターとして任命された方々を各校の委員として委嘱しております。地域コーディネーターにつきましては、学校運営協議会委員としてだけでなく、地域学校協働活動の要として学校と地域をつなぐ役割をさせていただくようなこととなります。

なお、説明資料の5ページには、令和6年3月末時点の学校運営協議会委員一覧を載せております。本日付議した方々を含め、令和6年度の各学校の学校運営協議会委員はこのような人員でスタートすることとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について】

教育長) 次に、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、本文については省略いたします。

令和6年4月18日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町社会教育委員に欠員が生じたことから、「大磯町社会教育委員に関する条例」第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、説明をいたします。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町社会教育委員の任期は、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間となっております、11名で構成されております。

委員のうち学校教育の関係者として、大磯町立園長・校長会、また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、大磯町立学校 PTA 連絡協議会より委員を推薦していただいておりますが、団体の役員改選に伴い新たな委員を推薦していただきましたので、この2名につきまして、大磯町社会教育委員に関する条例第4条第3項の規定に基づき、前任者の補欠委員として新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、社会教育委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町社会教育委員に関する条例」の条文中、第4条第3項に「委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。」とあります。また、同じく第4項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である令和6年9月30日までとなります。

4ページに社会教育委員の名簿を添付させていただいております。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が欠員となった方でございます。

なお、その他9名の社会教育委員についての変更はございません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第3号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】

教育長) 次に、議案第3号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第3号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、本文については省略いたします。令和6年4月18日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第3号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員に欠員が生じたことから、「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」第3条及び第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間となっております。今回は、町立小・中学校PTA代表者の交代に伴い、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページにつきましては、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。このうち2ページの「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」中、第4条に「任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする」とありますので、今回、提案させていただく委員については、他の方の同じ残任期間で務めていただくこととなります。

4ページは、今回の改選前における、いじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。この中で、今回の町立小・中学校PTA代表者のほか、大磯町区長連絡協議会の代表者、大磯町民生委員児童委員会からの代表者、大磯町人権擁護委員代表者については、それぞれの団体からの委員選出の関係もあり、今後も任期途中の代表者変更がなされる場合があるということをご承知おきいただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) 質問は特にないんですけど、今、町内、いじめ問題が結構いろいろとございますので、ぜひ、この委員になられる方々には、今後、調査委員会というのもありますし、しっかりと見極めて、いい仕事をしていただけることを期待するものでございます。私どももいろいろと活発な議論、お力になっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長) トリー委員がおっしゃったように、やはりいじめ問題、個別の問題も全体の問題も、一人一人の子どもたちの幸せのために何ができるかということ、学校長とともに、日々考えていきたいと思っております。

今のご意見、ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。指名して失礼ですが、未續委員、今のいじめ問題、対策調査委員会の委嘱に限らず、いじめについて、日頃考えていらっしゃる事があれば、お

話をいただけたらありがたいと思います。

末續委員) ご指名いただいたので。

日頃からといいますか、何といいますか、僕はスポーツの世界で走っています。

その中で、勝った、負けたを繰り返すわけですけれども、それが、あくまで僕の場合は、スポーツの場面でやるから評価がされることもあるし、それが正当化されることもあるんですけれども。それが、学校の教室とか、学校園となると、そういった当たり前のことが、環境とか状況によって、捉え方次第でいじめになってしまうという。いじめを生んでしまうという。僕も、幼少時というか、いじめをされたのではないかと、今思えば。逆にいうと僕もいじめをしてしまったのではないかと思うことがあります。

昨今はこういう解釈が、ネットであり、こういう対人というか、立体的ないじめじゃなくて、空間的なものになってきているということは、より幅広いいじめの種類というのが出てきていると思いますね。

なので、だからこそなんですけども、あまりこう、大人は、いじめの定義はこうなんだと決めてしまうと、余計にこじれてしまうのではないかと思うのと、僕もこういう教育委員に関わらせていただいていく半面、あとは指導、ないしは、企業の一つの指導に入ったりだったりとか、教育機関、人事も含めて関わらせていく中ででも、同じような、種類が違うんですけど、同じような事がやっぱり起こったりするんですね。

簡単に言えば、学歴いじめだったりとか。そういうのも、本人がそういうふう感じてしまったらそうなんです。非常に難しい時代だからこそ、一個人が判断するものではなくて、さっき教育長がおっしゃったように、全員が、いじめとは何かという、様々な解釈をぶつけた上で、その時々によって、いじめというものの向き合い方を変えていって対策をしていかないと、対応できないようにはならないかと、強く、こうやって関わらせていく中で、それぞれの感覚と、おっしゃったように、先生がどういうふうに見抜けるかというのもある一方で、それもまた人それぞれなので、あくまで、断定的な、閉鎖的な階級ではなくて、オープンなものにしていくのが大事なのかなというふうには感じます。

教育長) ご意見ありがとうございます。やはり、オープンにしていくということも大きな要素だと思います。目をそらさずに、しっかりといじめに向き合って、具体的にできることを進めていきたいものだと思います。

また、指名して失礼いたしますが、濱谷教育長職務代理者にアドバイスをお願いします。

濱谷教育長職務代理者) 冒頭、教育長のほうから、いじめの取組の仕方という話を聞きました。校長先生たちに、組織的に対応していかなきゃいけないよ、あるいは、早期発見だよ、あるいは、子どもたちの関係にもしっかりと目を向けて、子どもたちの表情から読み取ることできるんだよと、いろいろなご示唆がありました。それを学校の現場に求めていくということになるわけでありまして。

今、いじめ問題対策の調査委員会の委嘱ということで、また新たにこのメンバーでいじめ問題に取り組んでまいります。これまた末續委員もおっしゃったように、大人の考え方というのは、往々にして、世間が言ういじめという定義の中で議論をしていくというふうには僕は感じています。子どもたちの立場に立てば、大人たちの定義したいじめではないんですよ、

子どもたち、それぞれがやはり、いじめられているという感覚を僕は持つんだろうというふうに思います。これは持って当たり前なんです、子どもたちはね。

今、ややもすると、マスコミを使って、あるいはいろいろなメディアを使って、ニュースが簡単明瞭に伝わってまいります。それで、いじめというものを考えられてしまうと、まさに僕は、子どもたちが発信しているいじめの解決には、僕は決してならないんだというふうに思います。時間がかかるけれども、真摯に向かって、子どもたちの話をゆっくりと聞いてやる、いや小学生に聞いたってなかなか言ってくれないよ。そうじゃない。しっかりと待ちながら、子どもたちの、やはり、気持ちというものを聞いてやるということが、僕は大事なんだろうと思います。

ややもすると、教育現場は、忙しさにかまけて、いわゆる、こうやったんだろう、こうやられたんだねという、もう結論を大人たちが言いながら、それに同意させるような形になってくるわけです。それがボタンの掛け違いで、保護者との対峙が始まっていくというふうに僕は思っています。ですから、時間がかかろうが、やはり子どもたちと、しっかりと向き合うということが、僕は大事なんだと、そのためには、働き方改革の中で先生たちに大変なご苦勞をかけるんだけれども、やはり僕はクラスの中で、しっかりと子ども対子どもの関係と、友人関係を、しっかりと僕はノートに記しながら、やっぱり見ていくということが大事なんだろうというふうに思います。

教科を通じて知識を教えることも大事ですけども、僕は教育長が言うように、学校が安全・安心でなければならない、それから、学校は楽しくなければならないということが、安全・安心があるから楽しいんです。だから、そういう、やっぱり、楽しさをつくるためには、先生が、男の担任だったら、おれは兄貴だよ。兄貴だから、兄弟なんだから、兄弟げんかをしていけば俺は許さないよというふうに、しっかりと自分は兄貴なんだよ、お姉さんなんだよ、それで校長は親なんだよという、やはりファミリーという形で、やはり僕は、物事を解決していかなければならないのかなというふうに思います。

今後も、この調査委員会の委員の先生たちにも、当然また教育長は第1回の会合の時に今日初心で僕らに話をさせていただいたことが、多分お話をされるかと思います。そんな中で、大磯の教育現場の中には、いじめがたとえあったとしても、そのいじめは絶対許さないよ、許さないということは、子どもたちが納得する形で解決を図っていくということが大事なのかなと思います。

保護者の目線ばかり考えるのではなくて、やはり子どもたちの、やっぱり時間がかかるけれども、目線に立ってやるということです。

僕はこういうことをよく言ったことがあったんですね。大人たちに相談をしても自分の納得する答えが出てこなければ、警察に言ったら、というふうに言うんですね。だから、そこは守ってくれるよ、学校は守ってくれない、守ってくれないから早く言っちゃえばいいじゃないかと、こういうような、僕は乱暴なものの言い方をしますけれども、そんなことも、やっぱり子どもたちがいじめから自分を守ることが、それも大事なことを教えてやらなければならないのかなというふうに思います。きれいごとばかり教えても解決がつかないことがたくさんあるわけでありまして、その場合にはどうするのかという、やはりこれも、教え

てやるのがこれは賢明な大人の役割なんだろうというふうに思います。

真摯に対応していけば、いつかは必ず解決が僕はできるというふうに思っています、逃げることなく、真摯に向かっていくのが解決の方法なのかなというふうに、いつも思っているところです。

長くなりましたが、以上です。

教育長) ありがとうございます。大変、濱谷教育長職務代理者のパッションが体ごと伝わってきて感動いたしました。

曾田先生、続けて、すみませんが、いじめについての、何かお考えを、一言いただけたらありがたいです。

トリー委員のおかげで、いろんな方の意見を頂戴できて、ありがたいです。

曾田委員) やっぱり、いじめは永遠のテーマなんですね。ですから、これをどういうふうに取り上げるかというようなのは、人によっていろいろ違うと思うんですけども、一番はやっぱり、あってはならないことですから、これをどうしたらいいのか考えていかなきゃいけないことだろうと思っております。そんな結論ですね。

教育長) ありがとうございます。突然指名いたしまして、失礼いたしました。

やはり、しっかりと事実に向き合って、逃げることなく、いじめが再発しないような具体的な取組を学校と共に着実にやってまいりますので、教育委員の皆様の、会議ごとに話題に取り上げて、いろいろな角度からその解決に向けてのアドバイスをいただけたらありがたいと思います。

私が勝手に指名して、ちょっと時間を使ってしまいました、ありがとうございます。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第2号 令和6年度学級編制及び教職員の配置状況について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第2号『令和6年度学級編制及び教職員の配置状況について』、事務局より報告をお願いします。

人事担当主幹) 報告事項第2号『令和6年度学級編制及び教職員の配置状況について』、ご報告申し上げます。

資料の1ページをお開きください。令和6年4月5日現在の町立小・中学校の児童・生徒数、学級数になります。

はじめに、上段の表、小学校の普通学級の状況についてです。大磯小学校の児童数は838名で、前年度より8名の減、学級数は25で、前年度比較で増減はありません。

国府小学校の児童数は555名で、前年度比較2名の減、学級数は18で、前年度比較で増減はありません。

国府小学校生沢分校の児童数は0名ですが、年度途中の転入が想定されます。すでに4月中に2名の転入報告がございます。

続いて、下段の左側の表、中学校の普通学級の状況についてです。大磯中学校の生徒数は409名で、前年度より5名の減、学級数は12で前年度比較での増減はありません。

国府中学校の生徒数は308名で、前年度より10名の減、学級数は9で、前年度比較での増減はありません。

国府中学校生沢分校は、1年生が1名、2年生が3名、3年生が5名で計9名、前年度比較2名の増になります。学級数については、1年生と2年生で複式学級を編制しているため2学級となり、で前年度比較での増減はありません。

続いて、下段、右側の表、特別支援学級の状況についてです。大磯小学校は前年度と比較して7名の増、学級数は7で前年度比較では2学級の増です。国府小学校は前年度と比較して5名の増、学級数は5で、前年度比較で1学級の増となります。

大磯中学校は前年度と比較して4名の増、学級数は4で前年度比較での増減はありません。国府中学校は前年度と比較して1名の増、学級数は3で前年度比較での増減はありません。国府中学校生沢分校は前年度と比較して3名の減、学級数は2で前年度比較での増減はありません。

続いて、令和6年度大磯町立小・中学校教職員配置状況でございます。

公立学校の教職員の配置につきましては、児童・生徒数に応じて学級数が決まり、その学級数に応じて規定の数の教職員が県教育委員会から配置されます。また、規定外として、例えば、ティーム・ティーチングや外国語専科など指導方法の工夫改善を進めるための教員等が各学校に数名配置されますので、これらを合わせた教職員数が表の数字となっております。

小学校全体では94名で、前年度と比べて7名の増となっております。

中学校全体では74名で、前年度と比べ5名の増となりました。

また、今年度は特別支援の学級数増や個別対応に関する教職員配置を県に配慮をいただいたことで、教員の配置枠が多かったこと。また、県教委や近隣市町村の人事担当課のご協力により、欠員0でスタートできました。引き続き、学校運営に支障がないよう、人事配置を采配したいと考えています。

令和6年度学級編制及び教職員の配置状況の説明は以上です。

子育て支援課長) 引き続き、令和6年度町立幼稚園等園児数の状況について、報告させていただきます。

まず、資料の上段、幼稚園の表をご覧ください。表の左側から、大磯幼稚園、たかとり幼稚園、2園の合計を記載しています。

一番左の大磯幼稚園の今年度状況です。令和6年度園児数は、全体で80名です。クラス数は、年少2、年中1、年長2の合計5クラスです。

その下の職員数は、園長以下、28人体制となります。

次に、表の中央のたかとり幼稚園です。令和6年度の園児数は全体で63名です。

クラス数は年少1、年中1、年長1の合計3クラスです。

次に職員数ですが、園長以下、17名の体制で今年度スタートしています。

以上の町立幼稚園2園の合計園児数及び職員数は、資料の一番右に記載しています。

続きまして、資料の下段の表、国府保育園の令和6年度状況です。今年度は園児数79名で、前年度から8名の減となっております。クラス数は0歳児～5歳児まで各1クラスずつの合計6クラスです。

職員体制は、園長以下、全体職員数は42名となっております。

説明は、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 大磯式部活動の進捗状況について】

教育長) 次に、報告事項第3号『大磯式部活動の進捗状況について』、事務局より報告をお願いします。

人事担当主幹) 報告事項第3号『大磯式部活動の進捗状況について』、ご説明いたします。

大磯式部活動は、生徒の文化スポーツ活動の機会を確保するために、既存の学校部活動の仕組みを生かし、指導を希望する教員・専門的な技術指導を持つ地域の指導者を派遣する仕組みを整えるものです。令和6年5月3日からの実施に当たり、進捗状況の前に、概要から説明をさせていただきます。

まず、この部活動改革を始めたきっかけというか、スタートとなるところは、まず、国の方向性として、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の中で、次の三つのことが述べられていました。

一つ目は、休日から段階的に地域移行をしていくこと。二つ目は、令和5年度から令和7年度を改革推進期間とすること。三つ目は、地域・文化スポーツ団体と連携すること。

国はこのように、子どもたちの活動の拠点を、地域のクラブなど学校の外につくっていく方向性を示しました。

これに対して、大磯町では、地域移行という外に出していく方向ではなく、今まで行ってきた「学校部活動」の枠組みのまま、そこに町の支援を入れていく形が、子どもたちや教員の状況から、最も効果があるというふうに判断しております。さらに、国からの活動体制整備事業の委託金等を活用していくなど、様々な準備をしてまいりました。

大磯式部活動の具体的な仕組みについてですが、まずは、休日の部活動を対象に行っていくという形を取ります。大磯町教育委員会が総合型地域スポーツクラブである大磯町文化スポーツクラブに「指導者の登録や派遣の調整」・「報酬の調整」等の業務を委託します。先生や地域住民を含めた休日の指導を希望するスタッフは全員、大磯町文化スポーツクラブに登録をしていただきます。

登録後、指導者を選定し、学校部活動に派遣します。子どもたちの活動は今までと同じ「学校部活動」ですが、派遣される指導者は教員も含め、クラブのスタッフという身分で活

動に参加いたします。

その資料の下段の表にあるモデルなのですが、これは、国が示す「総合型地域スポーツクラブ運営型」のモデルは参考にはしたんですが、大磯のオリジナルな点として、指導者の派遣先が「学校の外」ではなく、今までどおり「学校の中」になっているところです。子どもたちの活動場所も、学校外でなく、今までどおり学校内の施設となります。

最後に、大磯式部活動について、期待できる効果についてお話いたします。大きく五つあります。

一つ目は、地域の活動ではなく、既存の学校部活動という、子どもにとって慣れた環境下を活用することで「安心・安全の担保」や「指導上起こり得るトラブル等を回避」しやすい点にあります。

二つ目は、学校施設をフル活用することで、会場の利用負担を抑えることが可能となり、国の示す地域移行と比べ、受益者負担を軽減できます。

三つ目は、スポーツクラブを活用した公募・登録制により、指導者の発掘を継続的に進めると考えています。

四つ目は、指導を希望する熱意ある教員の力を活用できます。子どもにとっては普段見てくれる先生方に休日も見てもらえれば、指導の一貫性の確保や、安心して活動に集中できるメリットもございます。

五つ目は、教員以外の指導者でも顧問となれるシステムを整備しています。教員以外の指導者でも部活の単独運営が可能となります。これにより、指導を希望しない教員・専門知識がないのにこれまで無理に顧問を引き受けていただいていた先生方においては「部活動に従事しない」という選択も可能となります。

3月の終わりに、町内回覧として「大磯式部活動について」の概要と、その中に「指導者登録について」のお知らせもつけさせていただきました。

また、学校では、休日に指導できる顧問の先生が、ここで決定したところがございます。新1年生の正式入部も4月下旬と迫ったところがございます。外部の指導者が必要な種目も明確になったところでもありますので、クラブとの最終の調整、打合せに入り、既存の部活動全種目において適切な支援ができるようにしていきます。

まずは休日からの取組ではありますが、これまで学校部活動が担ってきた教育効果を継承しつつ、浮かび上がる課題に対してしっかりと向き合いながら、日々アップデートさせながら取り組みたい所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

教育長) 今ある部活動と、未来に向けての総合型地域スポーツクラブと、その間に、大磯式部活動という、大きく分ければ3つ分類できるわけですが、これからの大磯町の部活動の改革について、質問があればよろしく願いいたします。

<質疑応答>

濱谷教育長職務代理者) 若干、初歩的な質問で申し訳ないんですけども、まず、新入生の数が、登録の数が、クラブも大体分かってきたということで、例えば、ソフトテニス部は、大磯中学のソフトテニス部はどのくらい新入生が登録してきたのか、分かりますか。

人事担当主幹) 子どもの人数については、入部数の調査はこれから行います。今、顧問のなり手の調査を整理し終えたところで、教員優先で指導者をあてがっているのです。それで、教員が見れない部活に対して、これから、クラブと指導者の調整をしていくという流れになります。

すみません。説明が足りておらず。

濱谷教育長職務代理者) 分かりました。

じゃあ、例えば、指導の登録を、指導者になりたいよと。それで登録をする。その時の基準みたいなものってあるんですか。例えば、ソフトテニス部の場合。

人事担当主幹) 登録の段階での要件と、それから、登録者の中から本当に適した人物であるかどうか、指導者がある教育の中に入れるか。その二段構えで、登録の要件と派遣の要件というのは整えております。登録の中には、例えば教員免許を有するか、指導者としての資格を持っているかどうか。そのところの要件をつかって、学校教育の中で適正のある指導者を派遣できるように、基準を決めています。

濱谷教育長職務代理者) 基準はこれから決める、決まっているのか。基準は決めているわけですか。

人事担当主幹) 基準は決めてございます。

濱谷教育長職務代理者) 今のお話だと、かなりハードルが高いという感じがするんですけども。例えばですけど、ソフトテニス部で、6月でやりたい、それで、僕が2級のソフトテニス部の審判員の資格を持っているという経歴を示していくと、合格ですか、それだけで。

人事担当主幹) やはり、学校に指導者を置くということの中で、やっぱり教育的なところの敷居は、やはり最初は、こちらとしてもすごく不安なので、どうしても高く設定をしてしまいます。

令和6年度に限っては、顧問の先生の一覧をまとめたところで、バスケットとソフトテニス以外は、学校の先生で埋まっている状況なんです。なので、学校の先生で現職でスタートができそうなんですけれども、ただ、将来的には、地域移行を考えたときに、学校の先生だけに頼るというのはまずいので、そこはどこかで地域と伴走するような体制は考えていかなきゃいけないかなというふうに。

あとは、その要件も高すぎていないか。低すぎていないか。恐らくそれも、やりながらアップデートしていかないといけないのかなというふうには考えております。

濱谷教育長職務代理者) 分かりました。

ちょっと、あと懸念するのは、これからアップデートされていくんですけども、登録をした、そこでもハードルがあるので、あなたは指導員はなれないよ、そういう、こう、応募した方を何とかどこかでお手伝いができるような内容をつかっていかないと、「何だ、大磯式のところに登録したってハードルが高すぎて全然できないじゃないか」と、じゃあもう駄目だな、できないんじゃない教育をしたくないよ、というようなことも起き得るのかなというように感じを僕はするんだよね。

だから、せっかく登録をしてくる人たちも、何かこう、平日でも時間があればできるよとか、ちょっと、僕ではそのところは分からないけれども、何かそんな工夫をしてあげると、

やっぱり町民の方たちが、やっぱり指導して、やりたいなという気持ちが出てくるのかなという感じがするんです。

ちょっと僕、分からない中で質問しちゃって申し訳ございません。気が付いたところだけ質問させていただきました。

人事担当主幹) 様々な課題が浮かび上がっている中で、そうやって想定される課題を今の段階で言っていただけのこと、自分に無かった視点なので。自分はただ、次々と登録が出ればいいと思っていたんですけれども、恐らく登録者の中にはそう思われる方も想定されるので、何かしらの配慮じゃないですけれども、登録はしたけれども、派遣はできなかった方に対して、じゃあこういうことをお願いしますというのは、自分としては今までなかった視点だったので、大変助かります。ありがとうございます。

教育長) ありがとうございます。このように、やはり、質問する、答えるというよりは、熟議と言いますか、合議に向けていろいろな意見を出し合うというのは、非常にありがたいと思います。

また引き続きですみません、末續委員、ちょっとスポーツ一般の話になりますが、部活動について、どのようなお考え方を持たれているかを、大磯式について、何か理解をされているかどうか、お聞きしたいと思います。

末續委員) そうですね。スポーツの指導というのは、今どきではないんですけど、ちょっとパワーを要するときがあるので、流行りませんが、根性だったりとか、ちょっと抽象的な、エビデンスのない世界の中で、気持ちだったり、精神的なところを高めた上で、技術的な事だったりとか、安全にスポーツをやると。

でも、あくまで部活動というような、教育の一環でという目標設定をそうやって、みんなに向かっていくという一応教育の配下にはあるものの、そういう判断をできる人というのは、僕はスポーツに携わっていてなかなかいないというか。もちろん、その資格、そもそものその評価の高さというのは重要な一面と、やっぱり大磯の子どもたちに必要な精神的なところというか、そういうものが豊かになっていけば、競技力というのは、自然と、自分たちで上げていくものですから、何かそういった査定というか、基準値みたいなものを、はっきり、資格を持っているどうこうというのも大事なんですけれども、ここ、あえてもう少し抽象的な、子どもに対してどういうふうになってほしいのかという部分だったりとかというものだったり、スポーツに対してどういうふうな、なぜ子どもにスポーツという手段を使うのかという、前提の基準というかがあった上で、それに応じて資格があるとか。

何か僕が今やっている競技の、陸上競技の中でも、ここ2年くらい、急速にその資格というか、こぞって皆さん取りに行くんですね。それでまあ、そういう組織が、あまりに現状で雑な指導をとって、雑な技術背景を發揮してしまうので、子どもたちに対して。だから、要するにそういうのが増えてきたわけですよ。ということは、競技の世界でいうと、それがビジネスになるという、ちょっと前のめりなところが少しあるんですね。

そうすると、ただ資格を持っていればいいのかという話にもなってくるというか、最初はそういう段階になって来ると思うんですね、だからまあ、人間性と言ったらちょっとざっくりなんですけれども、やっぱり大磯という町の資質を考えたときに、やっぱり人となりとい

うのがいかにこの大磯の人たちと子どもたちと真摯に向き合えるものなのかというものの査定というかが、まず大事になってくると、現状で、やっぱりこういう、都内、いろいろ全国区でやられている方はいらっしゃるんですけど、いい意味でも、悪い意味でも、いろいろな話を聞きますね。お金が出る部分、ただそこに登録していればいいという方もいらっしゃるし。

そうになると、そういう指導を僕は何回も見たことがあるんですけども。そういうのは、子どもの目を見て指導しないので、仕事としてやっているところもあるので、教員とはまた違うんですね、スタンスとしては。だから、初期の段階で、その教員から大磯式にという部分は大事かなと思うんですけども、指導者とか、外部のスポーツ指導経験者というのは、一見、何か高いものにとらえられがちなんだけれども、そういうのが意外と雑だったりするので。僕が言うから確かですというのも何ですけど、メダリストですから、とか言って。

まあ、そういう視点も、ただスポーツ指導経験者だからといって判断するのは、少し性急なタイミングだとか、大磯は大磯でしっかり、こういうものだと思って判断して行って、そういうのが判断なんだなという。高いとか、合わせた基準があればいいのかなど。そんなに皆さんが思ったより質のいい指導者は、そこまでいらっしゃらないので、まだ。なので、学校の先生のほうがまだ、大変なだけであって、いい指導をされている方も多いですから、部活動に熱心にやられていた時代の方もいらっしゃいますし、それであると思うので、そういうのも、いい意味で変えずに、それでどんどん加えて行ってというのがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

教育長) ありがとうございます。深い話をありがとうございました。

トリー委員、部活動の、コメントをお願いします。

トリー委員) 私もこれ、中学の先生方ね、すばらしいなと思って関心したんです。ソフトボールとバスケットボール以外埋まっているというお話をさっき伺ったので、働き方改革云々言われる中で、とても生徒と向き合ってやっていこうという熱意を持った先生方が多いということに、まず感謝を示したいと思います。

ただ、これ、やっぱり長い目で見ると、国のほうのあれもありますから、変えていかなきゃいけないんでしょうけれども、先ほど、末續委員なんかからも出ていますけど、やっぱり子どものその部活動をやる、その、何でしょうね、子どもの熱、熱というのも個々だと思うんです。例えば将来プロ野球選手になりたいんだと思ってやっているお子さんもいるかもしれない。だけど、とにかく野球が好きだから、うまくても下手でもやりたい、体を動かしたい。いろいろな理由で部活に入ってくると思うので。

まだ中学生ですからね、これから先がどういうふうになるか分からないので、その辺、下手な子は絶対レギュラーになれないんだみたいな、そういうのではなくて、もうちょっとこう、包み込むような、優しい目を持って指導していただくというのも当然大事になってくると思うので、すごく心身共に育てていく時期ですのですね。

ですから、そういう資格云々も確かに大事ですけど、濱谷教育長職務代理者がおっしゃったように、そういう資格とかそういう部分ではちょっとあれだけれど、何かあったら、と

にかく見守ってくれる、大人が見守ってくれるという視点で、何かそういう方々、うまく登録して使っていくような道を、ぜひ、ぜひ考えていただきたいと思います。

すごくいいと思うんですよ、そうかと思うと、逆にもうちょっと専門的にやりたいってお子さんもいると思うので、だから外から登録してしっかり技術的なこととか教えていただくのももちろん大事だと思うので、それはそれで推し進めていっていただきたい。ただ、人間性重視ですね。先ほどからのお話にも出ていますけれども、それこそ、登録していればお金がもらえるから適当でいいやというような方は、絶対大磯は認めない。その辺の人物判断も見極めもしっかりしていっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

教育長) 大変貴重なご意見、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 大磯町青少年指導員の委嘱について】

教育長) 報告事項第4号『大磯町青少年指導員の委嘱について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第4号『大磯町青少年指導員の委嘱について』、ご説明いたします。

大磯町青少年指導員は、子どもたちが明るく健やかに育つことを願って様々な活動をしております。

このたび、令和6年3月31日をもちまして、1期2年の任期が満了しました。

指導員名簿をご覧ください。委嘱いたします指導員は10名で、表の下から1人目と2人目の方が新任の方でございます。

任期は令和6年4月1日から、令和8年3月31日までとなっております。

退任された方が4人いましたので、令和5年度からは2名減の10人でのスタートとなります。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について】

教育長) 報告事項第5号『地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第5号『地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について』、ご報告いたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

大磯町においては、「地域とともにある学校」づくりを進めるため、令和4年4月から各幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会が設置されました。

また、令和5年度からは「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して活動を進めて行くにあたり、地域学校協働活動地域コーディネーターを委嘱いたしました。地域コーディネーターは、学校運営協議会に委員として参画し、学校と地域との連絡調整や、地域学校協働活動の企画、運営、地域住民への呼びかけなどを行っています。令和5年度に引き続き、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの任期中、大磯学区担当を、宮代とよ子さん、国府学区担当を大友さやかさんに委嘱をさせていただきましたので報告いたします。お二人とも学校の状況を理解され、地域とのつながりをお持ちの方でいらっしゃいます。

2ページをご覧ください。地域コーディネーターの令和5年度の実績を記載させていただきました。主な活動内容は記載のとおりですが、大磯学区・国府学区いずれも学校の要望を地域につなげる活動に尽力されています。

地域コーディネーターの活躍により、まち全体で、地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校と地域の双方が一体となった地域づくりを進めてまいりたいと思います。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について】

教育長) 報告事項第6号『大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について』、事務局より報告をお願いします。

旧吉田茂邸利活用担当課長) 報告事項第6号『大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について』、ご説明いたします。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在、大磯町郷土資料館協議会委員の任期中は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間となっており、9名で構成されています。

委員のうち、学校教育の関係者として、大磯町立校長会から学校長が選任されておりましたが、令和6年4月1日時点におきまして変更がありましたので、大磯町郷土資料館条例施行規則第20条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに任命させていただきましたことから、報告するものでございます。

新任委員につきましては、資料1ページ記載の委員を委嘱させていただきました。

説明資料の2ページは、大磯町郷土資料館条例及び施行規則の抜粋でございます。

3ページは、今回の任命前における、大磯町郷土資料館協議会委員の名簿でございます。氏名にアンダーラインを引いてあります委員が、前任の委員でございます。その他8名の大磯町郷土資料館協議会委員につきましては変更ございません。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

ます。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 春季企画展「朝鮮通信使がやって来た！～絵本原画と古文書に見る朝鮮通信使～」の開催について】

教育長) 報告事項第7号『春季企画展「朝鮮通信使がやって来た！～絵本原画と古文書に見る朝鮮通信使～」の開催について』、事務局より報告をお願いします。

旧吉田茂邸利活用担当課長) 報告事項第7号『春季企画展「朝鮮通信使がやって来た！～絵本原画と古文書に見る朝鮮通信使～」の開催について』、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では令和6年4月27日から6月16日にかけて、春季企画展「朝鮮通信使がやって来た！～絵本原画と古文書に見る朝鮮通信使～」を開催いたします。

大磯町は、江戸時代、東海道の宿場町として賑わったことは知られていますが、朝鮮通信使の通行は、その一端を示す事例と言えます。本展では、大磯の宿場町としての役割を、朝鮮通信使という、大磯では今まであまり注目されていなかった歴史事象に着目して紹介します。

展示内容としては、『絵本朝鮮通信使』の原画とともに、明石藩の記録から、江戸時代初期の大磯淑の様子や朝鮮通信使の接待方などについて、幕府の御賄方代官下役の記録から、道中の朝鮮通信使の様子などについて、紹介します。

また、関連企画といたしまして、6月16日には、絵本執筆者の柏山泰訓さん、絵本執筆者・イラストレーターの綱本武雄さん、大磯町文化財専門委員の細井守さんのトークイベントを開催いたします。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 一つ、明石藩が記録を残していたという、何か宿場町の大磯、何か必然性があるんですかね、明石藩が残したという。あるいは、他の藩でもこのような古文書があったら教えていただきたい。

旧吉田茂邸利活用担当課長) 朝鮮通信使の接待につきましては、日本におきましては、国家の一大事業として位置付けられておりまして、将軍が指揮いたしまして、各大名に、それぞれ宿を割当てまして、そこでどういう接待をするのかというところを任せていたようです。

大磯宿につきましては、明石藩が担当になったときもありますし、その他、笠間藩・浜田藩など、全国の各藩が大磯宿の担当になったときがあったようです。

ちなみに、朝鮮通信使は、江戸時代に12回来られておりまして、大磯でも対応されたようです。

以上です。

教育長) ありがとうございます。
他に質問、ございますでしょうか。
その他、よろしいでしょうか。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、5月16日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4回第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和6年度大磯町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和6年5月16日

教 育 長 府 川 陽 一

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 末 續 慎 吾

委 員 トーリー 二 葉

委 員 曾 田 成 則
